

【計算書類の主な科目用語説明】

【資金収支計算書】

【収入の部】

学生生徒等納付金収入

学生生徒等納付金収入とは、在学、入学時に納付される収入で、具体的には授業料、入学金、教育充実費があります。

手数料収入

手数料収入とは、入学試験、編入学（あるいは転入学）、再試験等のために徴収する収入、あるいは在学証明、成績証明等の証明のために徴収する収入があります。

寄付金収入

寄付金収入とは、金銭その他資産を寄贈者から贈与されたもので、補助金（収入）とならないものです。

補助金収入

補助金収入とは、国または地方公共団体からの助成金をいい、日本私立学校振興・共済事業団及びこれに準ずる団体からの助成金を含みます。

（1）国庫補助金収入

日本私立学校振興・共済事業団からの補助金を含みます。

（2）地方公共団体補助金収入

地方公共団体等からの補助金です。

資産売却収入

資産売却収入とは、固定資産等の売却にかかわる収入をいい、資金収支計算だけに使用される勘定科目です。

付随事業・収益事業収入

付随事業・収益事業収入とは、学校法人の補助活動事業、附属事業、受託事業および収益事業などからの収入です。

受取利息・配当金収入

第3号引当特定資産の運用収入、預金、貸付金、有価証券等の利息、配当金等の収入です。

雑収入

雑収入とは、固定資産以外の物品の売却収入、その他学校法人に帰属する前掲の各収入以外の収入です。

借入金収入

長期借入金収入（その期限が、貸借対照表日後1年を越して到来する借入れ）と短期借入金収入（その期限が、貸借対照表日後1年以内に到来する借入れ）があります。

前受金収入

当年度において、翌年度の諸活動に対応する資金を収入したものです。

その他の収入

前掲の各収入科目に含まれない収入です。

資金収入（支出）調整勘定

前年度に収入・支出されたもので当年度の活動に属するもの、翌年度以降に収入・支出となるが当年度の活動に属するものとなる資金を調整する勘定のことを資金収入（支出）調整勘定といいます。

【支出の部】

人件費支出

専任教職員、非常勤講師、契約職員などに支給する本棒・期末手当・各種手当・所定福利費・退職金、専任教職員の退職金財団掛金などの支出です。

教育研究経費支出

教育・研究活動や学生の学習支援・課外活動支援に支出する経費をいいます。消耗品費、印刷製本費、光熱水費、旅費交通費、奨学費、修繕費、保守料、賃借料、手数料などがあります。

管理経費支出

総務・人事・経理業務や学生募集活動など、教育・研究活動以外の活動に支出する経費をいいます。教育研究費と同様の科目がありますが、それ以外に広報費、学生募集費、公租公課などがあります。

施設関係支出

土地、建物、構築物、建設仮勘定などの支出で、建物は、附属する電気・給排水・冷暖房・昇降機などの施設設備を含みます。建物仮勘定は、建物・構築物などを建設・製作するときの、完成までの支出額です。完成した場合には、目的の科目に振替えます。

設備関係支出

教育研究用機器備品、管理用機器備品、図書、車両などの支出です。備品は、機器設備、校具・器具などで、耐用年数が1年以上、その価値が一定額以上のものをいいます。

資産運用支出

有価証券の購入のほか、引当特定資産への繰入支出などがあります。

その他の支出

前掲の各支出科目に以外の支出です。

【事業活動収支計算書】

※資金収支計算書科目と異なる科目について説明します。

【教育活動収支】

寄付金

施設設備の拡充等のための寄付金以外のものです。

経常費等補助金

施設設備の拡充等のための補助金以外のものです。

付随事業収入

収益事業収入は含まれません。

減価償却額

固定資産のうち時の経過により価値が減少するものについて、減少させる額を費用化したものです。その資産が教育研究用か管理用かの別によって教育研究経費と管理経費に分けて計上します。

徴収不能額等

未収入金や貸付金等で徴収不能となった場合、その徴収不能額を見積った引当金の額です。

【教育活動外収支】

その他の教育活動外収入

収益事業収入は教育活動外収入になります。

【特別収支】

資産売却差額

資産売却差額とは、資産売却収入が当該資産の帳簿残高を超える場合のその超過額です。

その他の特別収入

施設設備の拡充等のための寄付金及び補助金、過年度修正額等です。

資産処分差額

資産を売却しその代価が帳簿残高を下まわった場合の差額、除却差額等です。

基本金組入前当年度収支差額

事業活動収入計から事業活動支出計を差し引いたものです。

基本金組入額合計

学校法人の諸活動の計画に基づき必要な資産であり、かつ、継続的に保持すべき資産を取得した場合に基本金として組入れます。また、固定資産を除却した場合は、固定資産の取得価格を控除した差額を組入額とします。

当年度収支差額

基本金組入前当年度収支差額から基本金組入額合計を差し引いたものです。

事業活動収入計

学生生徒等納付金・手数料・寄付金・補助金など学校法人の自己資金に該当する収入の合計です。借入金や前受金など学校法人の負債とならない収入です。

事業活動支出計

人件費、教育研究経費、管理経費など当年度において消費される費用で、学校法人の財産を減少させる支出の合計です。借入金返済や貸付金の支出などは含まれません。

【貸借対照表】

【資産の部】

固定資産

(1) 有形固定資産

貸借対照日後1年を超えて使用される資産です。耐用年数は1年未満になっているものであっても使用中のものは含みます。机、椅子、書架、ロッカー等の少額重要資産は、固定資産として管理し、かつ、基本金設定の対象とします。土地や建物、構築物、教育研究用機器備品、図書等があります。

(2) 特定資産

設備の拡張や大規模な更新、特定債務の返済等、将来ある一定の用途に充当することを目的として、他の預金（資産）とは区別し、管理される預金（資産）です。基本金引当特定資産、退職給与引当特定資産、減価償却引当特定資産等があります。

(3) その他の固定資産

電話加入権、ソフトウェア、長期に保有する有価証券、収益事業元入金、出資金、その期限が貸借対照表日後1年を超えて到来する貸付金等があります。

流動資産

現金及びいつでも引き出すことができる預貯金のほか、未収入金、貯蔵品、前払費用、仮払金などがあります。

【負債の部】

固定負債

返済期限が貸借対照表日後1年を超えて到来する長期貸付金や退職給与引当金（退職金の支給に備えるため、期末要支給額の100%を基にして、私立大学退職金財団に対する掛金の累積額と交付金の累積額との繰入調整額を加減して計算したもの）があります。

流動負債

未払金、前受金、預り金などがあります。前受金は、主に翌年度に入学する学生に係る学生生徒等納付金他に対応する金額です。

【純資産の部】

基本金

基本金とは、学校法人が、その諸活動の計画に基づき必要な資産を継続的に保持するために維持すべきものとして、事業活動収入のうちから組み入れた金額で、次の4つに区分されます。

第1号基本金

学校法人が、設立当初に取得した固定資産で教育の用に供されるものの価額又は新たな学校の設置若しくは既設の学校の規模の拡大若しくは教育の充実向上のために取得した固定資産の価額です。

第2号基本金

学校法人が新たな学校の設置又は既設の学校の規模の拡大若しくは教育の充実向上のために将来取得する固定資産の取得に充てる金銭その他の資産の額です。

第3号基本金

基金として継続的に保持し、かつ、運用する金銭その他の資産の額です。

第4号基本金

恒常的に保持すべき資金として別に文部科学大臣の定める額です

【繰越収支差額】

翌年度繰越収支額

過年度からの基本金組入後の収支状況を示します。